



議案第 八 号

団体管旭西地区ほ場整備事業計画についての議決の

一部変更について

次のおり団体管旭西地区ほ場整備事業計画についての議決（昭和五十七年十二月十八日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十八年二月二十五日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾八年貳月廿五日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三 事業の概要中「暗渠排水二八・六ヘクタール」を「暗渠排水一二・三ヘクタール」に改める。

四 事業費を次のように改める。

四 事業費 区画整理 四二九、九七〇、〇〇〇円

暗渠排水 一、六七〇、〇〇〇円

客土 一四、八五三、〇〇〇円

合計 四五六、五二〇、〇〇〇円